

申請書等の記載要領

危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請

1 申請

- (1) 申請者  
危険物の仮貯蔵、仮取扱いをしようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市消防長
- (3) 申請方法  
規則第2条第1項（様式第1）により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類
  - ア 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所を示した関係図面（い）
  - イ 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うタンク及び機器等を有すれば、関係する図面（い）

2 記載要領


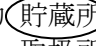
- (1) 表題及び記載欄の危険物を仮に貯蔵し、又は、取り扱う場合の選択する欄には、本申請に該当するものを○で囲むこと。  
(例)                      貯蔵  
                                 危険物仮                      承認申請書  
                                 取扱
- (2) 申請先の欄は、稲沢市消防長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注1により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例)                      (電話)                      ○○○○ (○○) ○○○○  
                                 (住所)                      ○○市○○町○○番地  
                                 (氏名)                      ○○工業株式会社  
                                 代表取締役                      ○○○○印
- (4) 仮貯蔵し、又は仮取扱する者の住所、氏名の欄は、現に仮貯蔵し、又は仮取扱いする者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者と同様とする。（い）
- (5) 仮貯蔵し、又は仮取扱いする場所の欄は、現に仮貯蔵し、又は仮取扱する場所（地番）を記載する。（い）
- (6) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、仮に貯蔵又は仮に取り扱う危険物を記載する。（い）  
(例)                      屋内貯蔵所  
                                 ただし、指定数量が不明確な場合は注2によること。  
(例)                      第4類    第2石油類                      1, 000ℓ  
                                                      第3石油類                      1, 000ℓ  
                                 (指定数量の倍数)                      1.5倍
- (7) 危険物の包装状況の欄は、危険物の収納状況等を具体的に記載する。  
(例)                      金属容器入りの危険物で、容器に当該危険物の品名表示等が記載されている。
- (8) 仮の貯蔵又は取扱いの概要の欄は、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を具体的に記載する。  
(例)                      工場倉庫内で、金属容器入りの危険物を保管する。
- (9) 仮の貯蔵又は取扱いの期間の欄は、仮貯蔵し、又は仮取扱いする期間を記載する。（い）  
(例)                      平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで
- (10) 消防用設備及び警備方法  
(例)                      工場倉庫内に、自動火災報知設備が設置されている。
- (11) その他必要事項の欄には、仮貯蔵又は取扱いの表示について記載する。  
(例)                      「稲沢市危険物規制規則様式第3」に定める表示板等を掲示する。

## 危険物製造所等の設置許可又は変更許可申請

### 1 申請

- (1) 申請者  
危険物製造所等の設置許可又は変更許可を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法  
ア 危険物製造所等の設置許可を受ける場合は、省令則第4条による申請書等による。  
イ 危険物製造所等の変更許可を、仮使用承認を別に同時に申請する場合は、省令第5条（様式第5及び第7の2）による申請書等による。  
ウ 危険物製造所等の変更許可を、仮使用承認と同時に申請する場合は、省令第5条の3（第7の2）により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類  
ア 省令第4条及び第5条による関係図書  
イ 該当する危険物製造所等の構造設備明細書（い）  
ウ 危険物製造所等の位置、構造及び設備に関する図面（い）  
※ 変更許可の場合は、変更に係る部分の工事計画書及び工事内容に関する図面

### 2 記載要領

- (1) 表題の製造所、貯蔵所、取扱所の欄は、本申請に該当するものを  で囲むこと。  
(例) 製造所  
危険物  貯蔵所 設置許可申請書  
取扱所
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考3により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (〇〇) ○○○○  
(住所) ○〇市○〇町○〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 設置者の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等を設置しようとし、又は現にある場所（地番）を記載する。  
(い)
- (6) 設置場所の地域別の欄は、都市計画法に基づく地域指定について記載する。  
(例) (防火地域別) 指定なし  
(用途地域別) 準工業地域
- (7) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (8) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (9) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。ただし、指定数量が不明確な場合は備考4によること。（い）  
(例) 第4類 第2石油類 1, 000ℓ  
第3石油類 1, 000ℓ  
(指定数量の倍数) 1.5倍
- (10) 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、政令第1節、第2節及び第3節（製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の基準）に規定する製造所、各貯蔵所又は各取扱所の条項を記載する。ただし、省令に係る場合は、同省令の条項を記載する。  
(例) 一般取扱所（ボイラー）の場合 令第19条第2項

(規則第28条の57 第2項)

- (11) 位置、構造、設備の概要の欄は、危険物の貯蔵又は取り扱う位置及び設備等の概要を簡略に記載する。(い)  
(例) 敷地南東位置に耐火構造の屋内貯蔵所を設置する。
- (12) 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を簡略に記載する。  
(例) 塗装作業に使用する容器入りの危険物を貯蔵する。
- (13) 着工予定期日の欄は、着工しようとする日を、許可に要する日を考慮して記載する。  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (14) 完成予定期日の欄は、完成の予定日を、着工予定期日の例により記載する。
- (15) 変更許可に係る申請  
ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号  
イ 変更の内容の欄は、変更しようとする内容を簡略に記載する。  
(例) 貯蔵棚の取り替え及び増設工事  
ウ 変更の理由の欄は、変更しようとする理由を簡略に記載する。  
(例) 貯蔵危険物の耐震対策及び貯蔵量を増やす。
- (16) 仮使用承認  
ア 変更許可申請と同時に、工事箇所以外の場所の仮使用の承認を受けようとする場合は、様式第7の2を用いた一括申請が可能であること。  
イ 危険物製造所等の変更許可申請書に仮使用承認申請を一括して行う場合は、下記の書類を添付すること。  
(ア) 工事範囲と、仮使用の範囲を明確にした図面  
(イ) 工事計画書  
(ウ) 仮設防火塀の施工等安全対策

## 危険物製造所等の構造明細書の記載

### 1 共通事項

- (1) 事業の概要の欄は、事業所としての概要を記載する。  
(例) 機械部品製造業
- (2) 事業の概要の欄は、事業所としての概要を記載する。  
(例) 機械部品製造業
- (3) 配管の欄は、使用する配管の材質及び口径を記載する。  
(例) 配管用炭素鋼鋼管 25mm 又は 2.5A
- (4) 換気、排出の設備の欄は、使用する換気及び排出設備を記載する。  
(例) 自然換気、自動強制排出設備
- (5) 採光、照明の設備の欄は、採光の方法及び使用する照明設備等を記載する。  
(例) 安全増防爆型蛍光灯 3基
- (6) 電気設備の欄は、電気施工の方法等を記載する。  
(例) 電気法による安全増防爆等
- (7) 避雷設備の欄は、避雷設備の有無又は施工方法等を記載する。  
(例) 有り (日本工業規格 A4201)
- (8) 消火設備の欄は、消火設備の種類及び数量等を記載する。  
(例) 第3種 移動式粉末消火設備  
第4種 ABC50型粉末消火器 (3台)  
第5種 ABC10型粉末消火器 (5本)
- (9) 工事請負者住所氏名の欄は、工事を請負う者又は工事に係る担当責任者を記載する。(い)  
(例) (住所) ○○市○○町○○番地  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印  
(電話) ○○○○(○○)○○○○
- (10) 各欄において該当しない場合は、記載欄に ○ を記載し抹消すること。

### 2 製造所又は一般取扱所

- (1) 表題の製造所又は一般取扱所は、本申請に該当するものを ○ で囲むこと。
- (2) 危険物取扱作業の欄は、危険物の取扱い作業の概要を簡略に記載する。  
(例) 一般取扱所に設置したボイラー3基にて、2,000ℓ/日を消費する。
- (3) 製造所(一般取扱所)の敷地面積の欄は、下記の区分による敷地面積を記載する。  
ア 1棟規制の場合は、保有空地を含めた敷地面積  
イ 区画室を有する部分規制の場合は、部分規制に該当する部分の敷地面積  
ウ 設備単位の部分規制の場合は、保有空地(屋内空地)を含めた敷地面積
- (4) 建築物の構造の欄は、下記の区分による建築物の構造を記載する。  
ア 1棟規制の場合は、当該建築物の構造  
イ 区画室を有する部分規制の場合は、部分規制に該当する一般取扱所部分の構造  
ウ 設備単位の部分規制の場合は、部分規制に該当する一般取扱所部分の構造
- (5) 建築物の構造の欄の記載要領  
ア 1棟規制の場合は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の構造等を記載する。  
イ 区画設置又は階層設置は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の構造等を記載する。  
(ア) 階数の欄は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の階数を記載する。  
(例) 1階  
(イ) 建築面積の欄は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の建築面積を記載する。  
(注) 建基法の床面積(庇は水平投影面積とする。)を記載する。  
(ウ) 延べ面積の欄は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の延べ面積を記載する。  
(エ) 壁のうち延焼のおそれのある外壁の欄は、建築基準法で定める延焼のおそれのある範囲の外壁の構造を記載する。  
(例) 鉄筋コンクリート造

- (オ) 壁のうちその他の壁の欄は、上記エ範囲外の外壁の構造を記載する。  
(例) スレート
- (カ) 柱の欄は、柱の構造又は材質を記載する。  
(例) 鉄骨
- (キ) 床の欄は、床の構造又は床の仕上げ等（床に浸透しない構造）について記載する。  
(例) コンクリート張り防水モルタル仕上げ
- (ク) はりの欄は、はりの構造又は材質を記載する。  
(例) 鉄骨
- (ケ) 屋根の欄は、屋根の構造又は材質を記載する。  
(例) スレート葺き
- (コ) 窓の欄は、窓の構造又は材質を記載する。  
(例) 網入りガラス
- (サ) 出入口の欄は、出入口の構造又は材質を記載する。  
(例) 特殊防火設備又は防火設備
- (シ) 階段の欄は、階段の構造又は材質を記載する。  
(例) 鉄骨

ウ 建築物の一部に一般取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄  
この欄は、区画設置又は階層設置時に記載するものである。

- (ア) 階数の欄は、一般取扱所が設置されている階数を記載する。  
(例) 1階 階層設置は2階／4階
- (イ) 建築面積の欄は、一般取扱所の建築面積を記載する。
- (ウ) 延べ面積の欄は、一般取扱所の延べ面積を記載する。

エ 建築物の構造概要の欄は、一般取扱所の構造について記載する。  
(例) 鉄筋コンクリート

- (6) 製造（取扱）設備の概要の欄は、設備、数量等について簡略に記載する。  
(例) 小型貫流ボイラー3基
- (7) 令第9条第1項第20のタンクの欄は、20号タンク（サービスタンク、油圧タンク等）について、大きさ、容量及び基数等について記載する。  
(例) サービスタンク 1, 000mm×1, 000mm×1, 000mm 1基

### 3 屋内貯蔵所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照
- (2) 架台の構造の欄は、架台大きさ及び構造並びに耐震対策について記載する。  
(例) スチール棚 幅200cm 奥行600cm 高さ1, 000cm (イ)  
架台（棚）は、アンカーボルトで固定する。  
危険物の落下防止対策は、チェーンとする。
- (3) 通風、冷房設備の欄は、冷房設備等について記載する。  
(例) 貯蔵庫西側（外部）に電気式の冷房設備を設置し、貯蔵庫内部の温度を一定に保つ。

### 4 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照2
- (2) 貯蔵する危険物の概要の欄は、貯蔵する危険物の引火点及び貯蔵する温度を記載する。  
(例) (引火点) 65℃  
(貯蔵温度) 常温
- (3) 基礎、据付方法の概要の欄は、タンクの基礎及び据付方法を簡略に記載する。  
(例) 鉄筋コンクリート基礎・・・とし、基礎上にアスファルトサンド50mmを設け、タンクをアンカーボルトにより固定する。
- (4) タンクの構造、設備の欄は、タンクの構造について詳細を記載する。  
ア 形状の欄は、タンクの形状を記載する。  
(例) 円筒横置型


- イ 常圧・加圧の欄は、常圧又は加圧のいずれかを ○ で囲み、加圧の場合は圧力を記載する。
- ウ 寸法の欄は、タンクの寸法（内寸）を記載する。  
 (例) (内径) 2, 800 mm  
 (胴 長) 8, 200 mm  
 (鏡出し) 260 mm
- エ 容量の欄は、タンク実容量（タンク検査済証に同一の容量）を記載する。  
 (例) 50, 000 ℓ
- オ 材質、板厚の欄は、タンクの材質及び板厚を記載する。  
 (例) (胴 板) S S 4 0 0 1 0 mm 又は t = 1 0  
 (鏡 板) S S 4 0 0 1 0 mm t = 1 0
- カ 通気管の欄は、通気管について詳細を記載する。  
 (例) (種 類) 大気無弁通気管  
 ( 数 ) 1  
 (内径又は作動圧) 32 mm
- キ 安全装置の欄は、通気管について詳細を記載する。記載については、通気管に同じ。
- ク 液量表示の欄は、タンク内の危険物残量の表示方法を記載する。  
 (例) フロート式液面計
- ケ 引火防止装置の欄は、引火の防止装置の有無を ○ で囲む。
- (5) 地下タンク貯蔵所において、次の構造の欄は、タンクの構造について詳細を記載する。
- ア タンク設置方法の欄は、該当する設置方法を ○ で囲むこと。
- イ タンクの種類の欄は、該当するタンクの種類を ○ で囲むこと。
- ウ 外面の保護の欄は、タンクの外面保護の方法を記載する。  
 (例)
- エ 危険物の漏れ検査設備又は漏れ防止構造の概要の欄は、設備の詳細を記載する。  
 (例) タンク周囲に4本の漏洩検地管を設ける。  
 タンク漏洩検地層にオイルリークモニターを設置し、漏洩を検知する。
- オ 可燃性蒸気回収設備の欄は、設備の有無及び有りの場合は、設備の詳細を記載する。  
 (例) ベーパーリカバリーによるタンクローリーへの回収 (い)
- カ タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要の欄は、タンク室の構造又は省略型（直埋設、漏れ防止）の施工方法について記載する。  
 (例) (タンク室) 鉄筋コンクリート造（厚さ300mm）、鉄筋基礎D16@200ダブルとし、・・・、タンク室内には、乾燥砂を充填する。  
 (例) (タンク室省略型) 鉄筋コンクリート基礎（厚さ300mm）、鉄筋基礎D16@200ダブルとし、・・・、固定バンド3本及びアンカーボルトでタンクを固定する。
- (6) 注入口の位置の欄は、注入口の位置を記載する。  
 (例) 遠方注入口  
 タンク側面
- (7) 注入口付近の接地電極の欄は、注入口付近に設ける電極（ローリーアース）の有無を  
 で囲む。
- (8) 防油堤の欄は、防油堤の構造について記載する。  
 (例) (構 造) 鉄筋コンクリート 300 cm × 300 cm × 50 cm  
 (容 量) 4, 500 ℓ  
 (排水設備) ためます及び油分離槽
- (9) ポンプ設備の欄は、使用するポンプの種類及び台数等を記載する。  
 (例) ギヤーポンプ3基

## 5 屋外貯蔵所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照
- (2) 区画面積の欄は、屋外貯蔵所として区画した部分の面積を記載する。
- (3) さく等の構造の欄は、さく又は囲いの構造を記載する。  
 (例) 鉄製の支柱を立て、支柱間に金属チェーンを張り区画する。

- (4) 地盤面の状況の欄は、地盤面の舗装状況及び排水方法等の構造を記載する。  
 (例) 地盤面はコンクリート仕上げとし、区画内の周囲に排水溝及び油分離槽を設ける。
- (5) 架台の構造の欄は、架台大きさ及び構造並びに耐震対策について記載する。  
 (例) スチール棚 幅200cm 奥行600cm 高さ奥行1,000cm  
 チェーン付で、アンカーボルトで固定する。(い)

## 6 給油取扱所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照
- (2) 敷地の欄は、給油取扱所の敷地について詳細を記載する。  
 ア 給油取扱所の間口、奥行の欄は、給油空地（矩形部分）の間口及び奥行を記載する。  
 (例) (間口) 30m  
 (奥行) 15m  
 イ 給油取扱所の敷地面積の欄は、給油取扱所の敷地面積を記載する。
- (3) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造の欄は、建築物の給油取扱所の部分について構造を記載する。  
 ア 階数の欄は、給油取扱所の階数を記載する。  
 (例) 1階  
 イ 建築面積の欄は、建築基準法による建築面積（床面積）を記載する。  
 (注) 建築物の面積 + キャノピー面積  
 ただし、キャノピー等の重なり部分及び庇を除く。(い)  
 ウ 水平投影面積の欄は、給油取扱所の水平投影面積を記載する。  
 エ その他、建築物の構造概要の欄は、製造所（一般取扱所）の記載要領に基づき構造を記載する。  
 オ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、製造所（一般取扱所）の記載要領に基づき構造を記載する。
- (4) 上階の有無の欄は、上階の有無を  で囲み、有りの場合はその用途及び屋根又は庇の有無等を記載する。(い)  
 (例) 有 本店事務所  
 有 5m
- (5) 建築物の用途別有無の欄は、給油取扱所の用途別について面積を記載する。  
 ア 第1号の欄は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の合計面積を記載する。  
 (第1号の例) ポンプ室、油庫、コンプレッサー室  
 イ 第1号の2の欄は、給油取扱所の業務を行うための事務所の合計面積を記載する。  
 (第1号の2の例) 販売室兼事務室、便所  
 ウ 第2号の欄は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の合計面積を記載する。  
 (第2号の例) 販売室、コンビニエンスストア等  
 エ 第3号の欄は、自動車の点検・整備を行う作業場の合計面積を記載する。  
 (第3号の例) 整備室、リフト室  
 オ 第4号の欄は、自動車の洗浄を行う作業場の合計面積を記載する。  
 (第4号の例) 洗車室  
 カ 第5号の欄は、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住又はこれらの者に係る給油取扱所の業務を行うための事務所の合計面積を記載する。  
 (第5号の例) 本店事務所  
 キ 右欄の記載については、給油取扱所に訪れた利用者が出入りする部分について合計面積を記載する。  
 (注) 第1号の2、第2号、第3号のみ

- ク 計の欄は、各号の合計面積を記載する。
- (ア) 右欄 第1号から第5号の合計面積
- (イ) 左欄 第1号の2、第2号、第3号の合計面積
- (6) 周囲の塀又は壁の欄は、塀又は壁の構造を記載する。  
(例) 鉄筋コンクリートブロック 高さ2m以上
- (7) 固定給油設備の欄は、固定給油設備及び固定注油設備について詳細を記載する。
- ア 固定給油設備の型式、数、道路境界線からの間隔、敷地境界線からの間隔の欄は、固定給油設備について詳細を記載する。
- (ア) 型式及び数 (例) 固定式マルチ 3基  
懸垂式ダブル 1基
- (イ) 道路境界線からの間隔は、固定給油設備から道路境界線までの距離(m)を記載する。  
(注) 複数の固定給油設備を有する場合は、最も小さい数値を記載する。
- (ウ) 敷地境界線からの間隔は、固定給油設備から敷地境界線までの距離(m)を記載する。  
(注) 複数の固定給油設備を有する場合は、最も小さい数値を記載する。
- イ 固定注油設備の欄は、固定給油設備と同様に記載する。
- (8) 付随設備の概要の欄は、危険物の規制に関する規則第25条の5に定める機器について給油取扱所で使用するものを記載する。  
(例) オートリフト 1基  
洗車機 2機  
タイヤチェンジャー 1基
- (9) 避難設備の欄は、避難設備を有する場合のみ記載をする。  
(例) 避難誘導灯あり
- (10) 事務所等その他火気使用設備の欄は、事務所等給油取扱所内で火気を使用する設備を記載する。  
(例) ガス湯沸器
- (11) 排水設備等の欄は、給油取扱所の排水方法を記載する。  
(例) 前面排水溝及び油分離槽 3基
- (12) タンク設備等の欄は、給油取扱所で使用するタンクの詳細をする。
- ア 専用タンクの欄は、専用タンクの容量及びタンク基数を記載する。  
(例) 20kl 1基  
10kl 3基
- イ 廃油タンク等の欄は、廃油タンク等の容量及びタンク基数を記載する。  
(例) 2kl 1基
- ウ 簡易タンクの欄は、簡易タンクの容量及びタンク基数を記載する。  
(例) 590l 1基
- エ 可燃性蒸気回収設備の欄は、可燃性蒸気回収設備の有無を ○ で囲む。



## 危険物製造所等の完成検査申請

### 1 申請

- (1) 申請者  
危険物製造所等の設置許可又は変更許可を受け完成検査を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法  
省令第6条(様式第8)により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類  
原則として、完成検査申請書のみとする。ただし、中間検査等で確認できなかった資料で、完成検査時に、確認を要する資料は添付すること。  
ア タンク検査済証のコピー(正本と副本との照合確認) (い)  
イ 自主検査による検査資料等(水圧検査等)

### 2 記載要領

- (1) 表題の製造所、貯蔵所、取扱所の欄は、本申請に該当するものを○で囲むこと。  
(例) 製造所  
危険物(貯蔵所)設置許可申請書  
取扱所
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考3により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○(○○)○○○○  
(住所) ○○市○○町○○番地  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 設置者の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様とする。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等を設置し、又は、現にある場所(地番)を記載する。(い)
- (6) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (7) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危険物の規制に関する政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (8) 設置又は変更の許可年月日及び許可番号の欄は、本申請に基づく許可(設置又は変更)のいずれかを○で囲み、同許可の年月日及び許可番号を記載する。  
(例) (設置又は変更)平成○○年○○月○○日 第○○号
- (9) 危険物製造所等の完成期日の欄は、完成の期日を記載する。(い)  
(例) 平成○○年○○月○○日
- (10) 使用開始予定期日の欄は、使用しようとする日を、完成検査済証が交付される日を考慮して記載する。  
(例) 平成○○年○○月○○日

## 危険物製造所等の仮使用承認申請

### 1 申請

- (1) 申請者  
危険物製造所等の変更許可により仮使用承認を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法  
ア 危険物製造所等の変更許可と同時に申請を行わずに、仮使用承認を受ける場合の申請  
イ 規則第5条の2（様式第7）により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類
  - ア 危険物を仮に使用しようとする場所を示した関係図面
  - イ 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うタンク及び機器等を有すれば、関係する図面（い）

### 2 記載要領

- (1) 表題及び記載欄の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の選択する欄には、本申請に該当するものを○で囲むこと。（い）  
(例) 危険物仮 **貯蔵** 承認申請書  
取扱
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注1により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (〇〇) ○○○○  
(住所) ○〇市〇〇町〇〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 仮に使用しようとする者の住所、氏名の欄は、現に仮使用する者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様。
- (5) 工事範囲と、仮使用の範囲を明確に記載する。
- (6) 工事計画書
- (7) 仮設塀等の施工等を具体的に記載する。  
(例) 高さ2メートルの鉄製のパネルを設置する。

## 許可書等の再交付申請

### 1 再交付申請の種類

- (1) 許可書
- (2) タンク検査済証
- (3) 完成検査済証

### 2

- (1) 申請者  
危険物製造所等の許可書等の紛失により再交付を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法
  - ア 許可書  
規則第21条第1項（様式第23）による申請書。
  - イ タンク検査済証  
規則第20条第1項（様式第21）による申請書
  - ウ 完成検査済証  
省令第6条第3項（様式第12）による申請書
- (4) 添付書類
  - ア 許可書等のコピー（許可等の内容が確認できるもの）
  - イ タンク検査済証の再交付申請についてはプレート（副）のコピー

### 3 記載要領

- (1) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (2) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考3により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (〇〇) ○○○○  
(住所) ○〇市〇〇町〇〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (3) 設置者の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様とする。
- (4) 設置場所の欄は、危険物製造所等を設置しようとし、又は現にある場所（地番）を記載する。  
(い)
- (5) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (6) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 移動タンク貯蔵所
- (7) 設置又は変更の許可年月  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (8) 設置又は変更の完成年月日及び許可番号の欄は、危険物製造所等を設置し、完成した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (9) タンク検査年月日の欄は、タンクの完成検査済証が交付された時の年月日及び検査番号を記載する。  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (10) 理由又は再交付の必要な事由の欄は、再交付を受けようとする理由を簡略に記載する。

#### 4 申請手数料

(1) 許可書等の再交付に係る申請の手数料

許可書等の再交付の申請には、手数料徴収条例により、申請手数料の納付を必要とする。

(2) 申請手数料の納付は、申請時（前納）とし、納付方法は次のとおりとすること。

ア 指定の納入通知書による、直接納付

イ 郵便による場合は、現金書留若しくは定額小為替

(3) 申請手数料

ア 許可書 1, 000円

イ タンク検査済証 1, 000円

ウ 完成検査済証 1, 000円

(4) 再交付書類の郵送

書類の郵送を希望する場合は、返送用の封筒（A4サイズ以上）に切手を貼り（申請者負担）、申請書類に同封したうえ申請すること。



(指定数量の倍数)

1. 5倍

(11) 変更の内容の欄は、新には変更後の内容を、旧には変更前の内容を記載する。

(例) (新) ○○石油株式会社 代表取締役 ○○○○

(旧) △△石油株式会社 代表取締役 △△△△

(12) 変更の理由の欄は、変更した理由を簡略に記載する。

(例) 社名変更による

設置者の変更による

占有者（使用者）の変更による

(13) 譲渡又は引渡届

ア 届出者は、譲渡又は引渡後（新）の設置者により届出すること。

イ 譲渡又は引渡届出書の、譲渡又は引渡を受けた者の欄は、譲渡又は引渡後（新）の設置者の住所及び氏名等について記載する。

ウ 譲渡又は引渡届出書の、譲渡又は引渡をした者の欄は、譲渡又は引渡前（旧）の設置者の住所及び氏名等について記載する。

エ 譲渡又は引渡届出書の理由の欄は、その理由を簡略に記載する。記載方法については、(12)の変更の理由に同様とする。

オ 譲渡又は引渡を証明する契約書等の書類を添付する。

## 危険物保安監督者選解任の届出

### 1 届出の義務

- (1) 法第13条第2項の規定に基づく選任であること。
- (2) 政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等以外のものであること。  
(い)

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として設置者又は占有者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された様式第17の2（第16条の2関係）の届出書による。  
ア 危険物取扱責任者選任解・任届出書  
イ 実務経験証明書を添付（規則第16条、様式第19）  
ウ 危険物取扱者免状のコピー（裏表）を添付

### 3 記載要領

- (1) 申請先の欄は、稲沢市 ○○○○ と記載する。
- (2) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (住所) ○○市○○町○○番地  
(電話) ○○○○(○○)○○○○  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (3) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (4) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。(い)
- (5) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (6) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (7) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)
- (8) 区分選任の欄には、選任した者の氏名及び危険物取扱者免状の種類並びに選任年月日を記載する。  
(例) 危険物取扱者 ○○○○  
免状の種類 ○種○類  
選任年月日 平成○○年○○月○○日
- (9) 区分解任の欄には、解任した者の氏名及び解任年月日を記載し、危険物取扱者免状の種類欄は斜線を入れること。記載方法については、選任した者に同様とする。

## 危険物取扱責任者選解任の届出

### 1 届出の義務

- (1) 規則第16条の2の規定に基づく選任であること。
- (2) 政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等であること。  
ア 危険物保安監督者を選任しなければならない危険物製造所等以外のものであること。（い）

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として設置者又は占有者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された様式第17の2（第16条の2関係）の届出書による。  
ア 危険物取扱責任者選任・解任届出書（い）  
イ 危険物取扱者免状のコピー（裏表）

### 3 記載要領

- (1) 申請先の欄は、稲沢市 ○○○○ と記載する。
- (2) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (住所) ○○市○○町○○番地  
(電話) ○○○○(○○)○○○○  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (3) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (4) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。（い）
- (5) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (6) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (7) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。（い）
- (8) 区分選任の欄には、選任した者の氏名及び危険物取扱者免状の種類並びに選任年月日を記載する。  
(例) 危険物取扱者 ○○○○  
免状の種類 ○種○類  
選任年月日 平成○○年○○月○○日
- (9) 区分解任の欄には、解任した者の氏名及び解任年月日を記載し、危険物取扱者免状の種類は斜線を入れること。記載方法については、選任した者に同様とする。



## その他の危険物製造所等の届出等

### 1 届出の種類

危険物の規制に関し、法、政令、規則等で定める申請及び届出

- (1) 予防規程の認可申請
- (2) 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請
- (3) 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請危険物の品名、数量、倍数の変更の届出
- (4) 危険物製造所等の譲渡又は引渡の届出
- (5) 危険物製造所等の廃止の届出
- (6) 危険物製造所等の事故発生の届出
- (7) 軽微な工事等届出
- (8) 火気使用工事の届出
- (9) 危険物製造所等の休止又は再開の届出
- (10) 危険物製造所等許可申請取下願

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として変更後の設置者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された届出書等による。

### 3 記載要領

- (1) 表題に製造所、貯蔵所、取扱所又は住所、氏名、名称の欄を有する場合は、本申請に該当するものを○で囲むこと。  
(例) 住所  
危険物設置者等(氏名)廃止届出書  
名称
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注及び備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○(〇〇) ○○○○  
(住所) ○〇市〇〇町〇〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。（い）
- (6) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (7) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (8) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。（い）

- (例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (9) 完成検査年月日及び番号の欄は、設置し、危険物製造所等が完成した時の年月日及び完成番号を記載する。(い)
- (例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (10) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。ただし、指定数量が不明確な場合は備考4によること。(い)
- (例) 第4類 第2石油類 1,000ℓ  
第3石油類 1,000ℓ  
(指定数量の倍数) 1.5倍
- (11) 申請及び届出の理由及び内容等の欄は、申請及び届出の内容を簡略に記載する。
- ア 申請及び届出の内容により、必要に応じて証明書類及び関係図面等を添付する。
- イ 必要な図面とは、該当する危険物製造所等の位置、構造及び設備、計画等に等に関する図面
- (12) 着工、完了予定期日の欄は、設置し、着工しようとし、又は完了等の予定期日の年月日を記載する。(い)
- (例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 少量危険物等の届出

### 1 届出の種類

- (1) 少量危険物貯蔵取扱いの設置又は廃止の届出書
- (2) 指定可燃物貯蔵取扱いの設置又は廃止の届出書

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として設置又は変更しようとする者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市消防長
- (3) 届出（申請）方法  
火災予防条例により指定された届出書等による。（い）
- (4) 届出時期  
貯蔵又は取扱いに先立って、あらかじめ届け出る。

### 3 記載要領

- (1) 表題の少量危険物等の貯蔵取扱いの設置等の欄は、本届出に該当するものを○で囲むこと  
(例) 少量危険物 設置  
貯蔵取扱い 届出書  
指定可燃物 変更
- (2) 申請先の欄は、稲沢市消防長 ○○○○ と記載する。
- (3) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注1により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (○○) ○○○○  
(住所) ○○市○○町○○番地  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 貯蔵取扱い場所の欄は、貯蔵し、又は取扱おうとする場所又は現にある場所（地番）を記載する。
- (5) 類、品名、最大数量の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。（い）  
(例) 第4類 第1石油類（塗料） 100ℓ  
第2石油類（シンナー） 200ℓ
- (6) 貯蔵取扱い場所の位置、構造及び設備の概要の欄は、具体的に記載する。  
(例) 敷地の南東位置にコンクリート造スレート葺きの屋内貯蔵庫を設置する。屋内貯蔵庫の面積は10㎡で、周囲に空地を1m以上あける。
- (7) 貯蔵取扱い方法の概要の欄は、具体的に記載する。  
(例) 屋内貯蔵庫では、塗装で使う容器入りの危険物を貯蔵する。
- (8) 危険物タンクの欄は、危険物を収納するタンクを有する場合のみ記載する。  
(例) (種類) 屋外貯蔵タンク (形状) 円筒縦置  
(容量) 500ℓ (板厚) 2.6mm
- (9) 消防用設備等の概要の欄は、危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする場所に設置する消防用設備等（種類及び設置個数等）を記載する。（い）  
(例) ABC粉末消火器10型1本
- (10) その他必要な事項には、標識掲示板の有無等を記載する。